

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

平成21年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに同項及び同条第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年7月7日

岩手県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 田村彰平



記

50分の1の数	22,282人
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数	252,346人